

# 大阪地方最低賃金審議会総会

## 第341回本審議会議事録

### 1 日 時

令和3年6月17日（木）9時00分～9時30分

### 2 場 所

大阪合同庁舎第4号館 2階 共用第1会議室

### 3 出席者

（公益代表委員）

飯島委員、立見委員、服部委員、村上委員

（労働者代表委員）

狼谷委員、上山委員、北畑委員、黒田委員、清水委員、東本委員

（使用者代表委員）

青木委員、柴田委員、中野委員、平岡委員、古谷委員

（事務局）

木暮労働局長、友住労働基準部長、的場賃金課長、恩田主任賃金指導官、服部賃金指導官、  
紫合賃金指導官、杵之尾最低賃金係長

### 4 審議事項

（1）審議会会長及び会長代理の選出について

（2）小委員会等の設置について

（3）その他

( 開会 9時00分 )

## 恩田主任賃金指導官

皆様、おはようございます。

ただいまから大阪地方最低賃金審議会第341回総会を開催いたします。

初めに、傍聴人の皆様に申し上げます。傍聴人の皆様には、既にお渡ししております傍聴に関する「遵守事項」に従っていただきますようお願いいたします。

本日は、公益を代表する委員4名、労働者を代表する委員6名、使用者を代表する委員5名の計15名の委員の御出席により、最低賃金審議会令第5条第2項の規定に基づく定足数を満たしており、審議会が有効に成立していることについて御報告申し上げます。

なお、公益を代表する衣笠委員、水島委員、使用者を代表する丸山委員は、本日、所用のため御欠席となっております。

会長及び会長代理が選出されるまでの間、事務局で議事進行をさせていただきます。

それでは、まず大阪労働局長の木暮から御挨拶申し上げます。

## 木暮労働局長

おはようございます。大阪労働局長の木暮でございます。

皆様方には、日頃から労働行政の推進につきまして、大変お世話になっております。この場をお借りしまして、お礼を申し上げます。と思っております。

さて、昨年度の大阪の地域最低賃金につきましては、中央最低賃金審議会の目安が示されないという異例の事態になったわけでございますけれども、そのためもございまして、大変困難な審議を余儀なくされ、現行どおりとすることが妥当という答申をいただきました。金額は据置きとなりましたけれども、答申の附帯事項となっております最低賃金の的確な周知広報・履行確保、中小企業に対する支援措置、行政機関における委託先発注時の最低賃金履行確保に係る配慮などにつきましては、現在、取組を行っているところでございます。

一方、今年に入りまして、今年9日に開催されました「第8回経済財政諮問会議」におきましては、「経済財政運営と改革の基本方針2021」、いわゆる骨太の方針でございますけれども、その原案が示されたところでございまして、その中で読み上げますけれども、「最低賃金について、感染症下でも最低賃金を引き上げてきた諸外国の取組を参考にして、地域間格差にも配慮しながら、より早期に全国加重平均1,000円とすることを目指し、本年の引上げに取り組む」と明記されたところでございます。

また、今年8日に開催されました新型コロナに影響を受けた非正規雇用労働者等に対する緊急対策関係閣僚会議におきまして、菅総理大臣から「新型コロナにより賃金格差が広がらないよう、最低賃金を引き上げる環境を整備する」との御発言があったところでございます。これから中央最低賃金審議会、それから目安小委員会の審議が始まりまして、さらに大阪地方最低賃金審議会、地賃専門部会と、各委員の方々には精力的に審議を行っていただくこととなります。

なお、本日の総会は2年ごとの委員の改選期に当たりますことから、会長並びに会長代理の選出、各小委員会などの委員の選出などを主な議題として御審議をお願いしたいと考えておりますので、よろしくをお願いいたします。

これから夏の暑い時期にかけまして、委員の皆様方には大変御苦勞をおかけすると思っておりますが、本

年度も審議会の自主性を十分に発揮いただき、御審議いただきますことを切に希望して申し上げます。  
簡単ではございますが、挨拶とさせていただきます。

## 恩田主任賃金指導官

続きまして、審議会委員の改選がございましたので、本日御出席の皆様を五十音順に御紹介申し上げます。

まず、公益を代表する委員を御紹介いたします。

飯島委員でございます。

立見委員でございます。

服部委員でございます。

村上委員でございます。

次に、労働者を代表する委員を御紹介いたします。

狼谷委員でございます。

上山委員でございます。

北畑委員でございます。

黒田委員でございます。

清水委員でございます。

東本委員でございます。

次に、使用者を代表する委員を御紹介申し上げます。

青木委員でございます。

柴田委員でございます。

中野委員でございます。

平岡委員でございます。

古谷委員でございます。

それでは、議事に入らせていただきます。

まず、議事（１）の審議会会長及び会長代理の選出についてですが、最低賃金法第24条第2項の規定により、会長及び会長代理は、公益を代表する委員のうちから委員が選挙することとされております。

当審議会では、従来、公益を代表する委員により事前に御協議いただきました結果をこの場で御報告いただき、各委員にお諮りする方法で選出してまいりました。

本年度も同様の方法を進めたいと考えておりますが、よろしいでしょうか。

（ 異 議 な し ）

## 恩田主任賃金指導官

御異議がないものと認めさせていただきます。

それでは、公益を代表する委員の協議結果につきまして、飯島委員から発表をお願いいたします。

## 飯島委員

それでは、協議しました結果を御報告いたします。会長には服部委員、会長代理には衣笠委員ということになりました。

## 恩田主任賃金指導官

ありがとうございました。

会長には服部委員、会長代理には衣笠委員との発表ですが、御異議ございませんでしょうか。

( 異 議 な し )

## 恩田主任賃金指導官

御異議がないものと認めさせていただき、全会一致で会長には服部委員、会長代理は衣笠委員に決定いたしました。

それでは、服部会長から御挨拶いただきます。

## 服部会長

ただいま会長の任に就きました服部でございます。

最低賃金審議会の運営に当たりまして、制度の趣旨を踏まえ、関係法令にのっとりまして運営をさせていただきます。労使を代表する委員の皆様方におかれましては、それぞれのお立場から御意見をお示しいただきたいと存じます。また、労働局長から諮問がございましたならば、最低賃金の適正な金額審議のための議論を進めたいと存じますので、何とぞ皆様方、御協力のほどよろしく願いいたします。

簡単ではございますが、挨拶とさせていただきます。今後ともよろしく願いいたします。

## 恩田主任賃金指導官

ありがとうございました。

それでは、以後の議事進行につきましては、会長、よろしく願いいたします。

## 服部会長

それでは、議事に入らせていただきます。お手元の会議次第に沿って進めたいと存じます。よろしく願いをいたします。

初めに、議事（２）の小委員会等の設置についてに入ります。

まず、審議会の運営に当たりまして、審議の進め方、問題点等を協議する運営小委員会の設置について確認をいたします。

この小委員会の構成は、公益を代表する委員３名、労働者を代表する委員２名、使用者を代表する委員２名という構成で取り扱ってまいりました。これまでどおりということでもよろしいでしょうか。

お諮りをいたします。いかがでしょうか。

( 異 議 な し )

## 服部会長

ありがとうございます。

それでは、これまでどおりの構成によるということにいたします。

この小委員会等の委員につきましては、大阪地方最低賃金審議会運営規程第3条により、会長が指名するとされております。

まず、運営小委員会の公益を代表する委員は、衣笠委員、水島委員と私、服部ということにさせていただきます。

続きまして、労働者を代表する委員及び使用者を代表する委員ですが、あらかじめ御担当について御検討いただいているようであれば、この場で発表をお願いしたいと存じます。

まず、労働者を代表する委員、いかがでしょうか。

## 黒田委員

労働者を代表する3名ということだと思いますけれども、あらかじめこちらのほうで選出させていただいております狼谷委員、北畑委員、そして私、黒田ということになりますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

## 服部会長

ありがとうございました。

狼谷委員、北畑委員、そして黒田委員という御報告がございました。

2名ですね。

## 黒田委員

すみません、委員会名を間違っていました。

私と北畑委員ということになります。お願いいたします。すみません、申し訳ございません。

## 服部会長

北畑委員と黒田委員ということで承りました。

それでは、続きまして、使用者を代表する委員、いかがでしょうか。

## 平岡委員

運営小委員会ですね。

## 服部会長

運営小委員会の委員でございます。

## 平岡委員

柴田委員と私、平岡で考えております。

## 服部会長

それでは、柴田委員並びに平岡委員が運営小委員会の委員ということでございます。

改めて確認をさせていただきます。

運営小委員会のまず公益を代表する委員は、衣笠委員、水島委員と私、服部。さらに労働者を代表する委員は、黒田委員並びに北畑委員のお二人です。使用者を代表する委員につきましては、平岡委員と柴田委員の7名の委員とさせていただきます。各委員の皆様、どうぞよろしくお願いをいたします。

なお、本日、会議の終了後、引き続いて第1回運営小委員会の開催を予定しております。

続きまして、特定最低賃金の改正等の審議の進め方を協議する特別小委員会の設置に移ります。

この特別小委員会の構成は、各代表から4名ずつということで取り扱ってまいりました。こちらの構成について、これまでどおりということでよろしいでしょうか。

よろしいですか。

( 異 議 な し )

## 服部会長

それでは、これまでどおりの構成という形で確認をいたしました。

まず、公益を代表する委員につきましては、飯島委員、立見委員、水島委員、村上委員ということにさせていただきます。

次に、労働者を代表する委員並びに使用者を代表する委員についてですが、あらかじめ御担当について検討いただいているようでありましたら、この場で発表をお願いいたします。

まず、労働者を代表する委員、いかがでしょうか。

## 黒田委員

特別小委員会につきましては、狼谷委員、北畑委員、清水委員、そして私、黒田ということの4名になります。よろしくお願いいたします。

## 服部会長

ありがとうございます。

続きまして、使用者を代表する委員、いかがでしょうか。

## 平岡委員

使用者につきましては、中野委員、丸山委員、柴田委員と私、平岡ということでお願いいたします。

## 服部会長

ありがとうございます。

そうしますと、ただいまの特別小委員会の公益を代表する委員につきましては、飯島委員、立見委員、水島委員、村上委員。労働者を代表する委員につきましては、狼谷委員、北畑委員、黒田委員、清水委員。そして、使用者を代表する委員につきましては、柴田委員、中野委員、平岡委員、丸山委

員の12名の委員とさせていただきます。各委員の皆様方におかれましては、どうぞよろしくお願いをいたします。

続きまして、審議に用いる資料など、審議会の運営上の基本的な問題を協議いたします基本問題協議会の設置に入ります。

この協議会の構成については、各代表から3名ずつということで取り扱ってまいりました。こちらの構成について、これまでどおりということによろしいでしょうか。

( 異 議 な し )

## 服部会長

ありがとうございます。

それでは、これまでどおりの構成ということで進めさせていただきます。

まず、公益を代表する委員につきましては、飯島委員、立見委員、そして私、服部ということにさせていただきます。

次に、労働者を代表する委員及び使用者を代表する委員についてですが、あらかじめ御検討いただいている委員名をこの場で御発表をお願いいたします。

## 黒田委員

基本問題協議会、労働者代表につきましては、北畑委員、清水委員、私、黒田の3名になります。よろしくお願ひいたします。

## 服部会長

ありがとうございます。

続きまして、使用者を代表する委員、いかがでしょうか。

## 平岡委員

使用者側につきましては、柴田委員、丸山委員と私、平岡ということでお願ひをいたします。

## 服部会長

ありがとうございました。

そういたしますと、ただいま御報告をいただきましたように、基本問題協議会の公益を代表する委員は、飯島委員、立見委員と私、服部です。続きまして、労働者を代表する委員については、北畑委員、黒田委員、清水委員。そして、使用者を代表する委員は、柴田委員、平岡委員、丸山委員の9名とさせていただきますということです。よろしいでしょうか。

それでは、続きまして、議事(3)のその他に入らせていただきます。

事務局から御説明をお願いいたします。

## 恩田主任貸金指導官

事務局のほうから2点ございます。

まず1点目は、大阪地方最低賃金審議会委員による実地視察の実施についてでございます。

本年度は、来週、6月23日水曜日、本審委員御出席の下、実地視察を実施することとしておりますが、今年度はコロナ禍のため、リモートによる視察となっております。視察対象事業者は、小売業を予定しております。

1点目は以上です。

## 服部会長

ありがとうございます。

ただいま事務局より本年度の実地視察についての御説明がございました。来週実施するということ並びにリモートで行うということ、そして視察対象事業者については、小売業であるということにご説明を頂戴いたしました。何かこれについて御質問はございませんでしょうか。

よろしいですか。

( な し )

## 服部会長

それでは、事務局では本年度の実地視察に向けて、引き続き御対応をよろしくお願いいたします。

## 恩田主任賃金指導官

ありがとうございます。

続きまして、2点目、資料3「各団体からの最低賃金改正等に係る申入書・要請書等」について説明させていただきます。

資料3を御覧いただけますでしょうか。

まず、5ページ、資料3-1につきましては、本年4月23日付で全日本建設交運一般労働組合大阪府本部執行委員長及び同本部トラック部会部会長の連名で提出されました「自動車運転者の『改善基準告示』の抜本改正・法制化等を求める要請書」です。

要請の趣旨につきましては、自動車運転者の「改善基準告示」の罰則化を含む法制化、トラックの産業別最低賃金（特定最低賃金）、これにつきましては、全国一律の産業別最低賃金制度として確立するための法的整備を求める要請となっております。

続きまして、7ページ、資料3-2につきましては、本年6月4日付で全大阪労働組合総連合議長から提出されました「最低賃金額1,500円以上への引き上げ及び全国一律最低賃金制度の法制化と最低賃金審議会の公開性を求める要請書」であります。

要請の趣旨につきましては、大阪地方最低賃金審議会委員の任命において、任命根拠、任命に至るまでの手順・経過等について明らかにすること、大阪府最低賃金審議会、専門部会の委員選任については、公正・民主的に任命すること、専門部会の全てを公開すること、大阪府最低賃金を1,500円以上、日額1万2,000円以上、月額24万円以上に引き上げること、生計費原則に基づく最低賃金額を決定すること、全国・全産業一律の最低賃金制を確立するとともに、最低賃金の日額、月額設定を復活させることなどでございます。

続きまして、9ページ、資料3-3ですが、本年4月7日付で同年6月14日に受理したものでござ

います。近畿地方交通運輸産業労働組合協議会議長、同協議会トラック部会部会長及び大阪交通運輸産業労働組合協議会トラック部会部会長の連名で、「2021年度交通運輸産業政策制度要求申し入れ」でございます。

当大阪地方最低賃金審議会に關係する申し入れの要旨につきましては、現在、高知県のみを設定されている一般貨物自動車運送業の特定最賃を全国に広げるべく、公正競争ケースの申し入れの要件の緩和等を要請するものとなっております。

次に、17ページ及び19ページの資料3-4につきましては、全大阪労働組合総連合から本年6月4日に提出されました「コロナ禍だからこそ、生活改善・経済の好循環に向けた生活保障賃金の確立を！大阪府の最低賃金（964円/時）の大幅引き上げを！全国一律最低賃金制度の創設と、時間額1,500円を求める要請書」でございます。

要請の趣旨は、最低賃金の地域間格差をなくし、全国一律の最低賃金制度の創設を目指すこと、最低賃金時間額を1,500円へと引き上げることなどとなっております。加盟労働組合150団体分からの要請書及び1,605筆の署名とともに提出されております。

ただいま説明をさせていただきました要請文と署名原本につきましては、公益委員のお席の後ろに置き、御披露させていただいております。

説明は以上でございます。

## 服部会長

ありがとうございました。

ただいま説明がございました点について、御質問はございますか。

よろしいですか。

( な し )

## 服部会長

ないようでしたら、委員の皆様、ほかに何かございましたら、ここで承りたいと存じます。よろしいですか。

( な し )

## 服部会長

何もないというようございますので、事務局において小委員会等の委員名簿が出来上がっているようでしたら、配付をお願いいたします。また、事務局からほかに連絡事項等がございましたら、御説明をお願いいたします。

## 恩田主任賃金指導官

ただいまお配りいたしました委員会名簿に誤りはございませんでしょうか。

ないようですので、それでは今後の日程について、少し御説明させていただきます。

本日はこの後、引き続き第1回運営小委員会を開催させていただきます。

次回の第342回総会につきましては、7月6日火曜日、第1回特別小委員会の後の午前10時からの開催を予定しております。議事としましては、地域別最低賃金の改正決定の諮問、特定最低賃金の改正の必要性並びに改正決定の諮問を予定してございます。

以上です。

## 服部会長

ありがとうございます。

それでは、ほかに何か御意見、御質問ございませんでしょうか。  
よろしいですか。

( な し )

## 服部会長

それでは、御意見、御質問もないようでございます。

審議の進め方は以上のような形で先ほどの御説明のように進んでまいります。よろしく願いをいたします。

それでは、再度の確認になりますが、公益の委員の先生方、何かございますか。  
よろしいですか。

( な し )

## 服部会長

労働者を代表する委員、よろしいですか。

( な し )

## 服部会長

使用者を代表する委員、よろしいですか。

( な し )

## 服部会長

それでは、本日の会議の議事録への署名について申し上げます。私のほか、労働者を代表する委員は黒田委員、使用者を代表する委員は平岡委員をお願いをいたしたいと思います。

それでは、本日はこれで閉会といたします。

## 恩田主任賃金指導官

ありがとうございました。

この後、引き続きまして、午前10時から運営小委員会を開催いたしますので、担当委員の皆様につ

きましては、隣の大阪合同庁舎第2号館に移っていただきます。1階正面玄関に担当職員が控えておりますので、入館手続の上、9階の共用B会議室に移動していただきますよう、よろしくお願いいたします。

本日はありがとうございました。

( 閉会 9時30分 )